

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月29日
【発行者の名称】	株式会社COEL (COEL Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 深見 和久
【本店の所在の場所】	名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー27階
【電話番号】	052-559-2727
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 近藤 敏春
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052-589-2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社COEL https://coel-inc.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 中間会計期間	第30期	第31期
会計期間	自2025年10月1日 至2026年3月31日	自2023年10月1日 至2024年9月30日	自2024年10月1日 至2025年9月30日
売上高 (千円)	1,227,351	2,225,126	2,395,206
経常利益 (千円)	97,791	228,429	270,547
中間（当期）純利益 (千円)	59,812	209,045	204,755
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	595,400	5,954	5,954
純資産額 (千円)	817,402	610,749	791,391
総資産額 (千円)	1,545,656	1,481,969	1,597,418
1株当たり純資産額 (円)	1,372.86	1,025.78	1,329.18
1株当たり配当額（うち1株当 たり中間配当額） (円)	— (—)	5,000.00 (—)	5,000.00 (—)
1株当たり中間（当期） 純利益 (円)	100.46	351.10	343.90
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	52.9	41.2	49.5
自己資本利益率 (%)	7.4	40.9	29.2
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	14.2	14.5
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	62,577	247,888	77,841
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	△ 5,843	△15,703	△659,816
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	△ 23,690	△9,476	△23,690
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	315,127	887,749	282,084
従業員数 (人)	115	112	115

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る重要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 2026年1月23日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、短時間勤務社員、契約社員、臨時雇用者を含み、派遣社員は除いております。なお、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため内数の記載を省略しております。
6. 第31期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人東海会計社の監査を受けておりますが、第30期の財務諸表に

については当該監査を受けておりません。また、第32期の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人東海会計社の期中レビューを受けております。

7. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
8. 第32期中間期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
9. 当社は第32期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前の中間財務諸表は記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
115	38.4	7.3	5,981

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、短時間勤務社員、契約社員、臨時雇用者を含み、派遣社員は除いております。なお臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため内数の記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、正社員（短時間勤務社員、契約社員、臨時雇用者を除く）の賞与及び基準外賃金を含む年間給与の平均であります。
3. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満な関係にあり、特筆すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、個人消費には持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、エネルギー価格や原材料費の高止まりによる物価上昇の継続、円安基調の影響に加え、金利動向の変化等により、家計及び企業活動への影響が懸念される状況が続いております。さらに、国際情勢の不安定化や主要国における金融引き締め政策の影響等により、世界経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の属する情報サービス市場においては、クラウドサービスの普及と定着が進展するとともに、A I（生成A Iを含む）の活用拡大を背景としたデジタルトランスフォーメーション（D X）への取り組みが幅広い分野で進展しております。業務効率化や生産性向上、事業競争力の強化を目的とした企業のI T投資は、引き続き堅調に推移いたしました。一方で、I T人材の不足や人件費の上昇、案件の高度化・複雑化への対応に加え、投資判断の慎重化の動きも一部で見られるなど、事業環境は変化の中にあり、引き続き慎重な対応が求められる状況となっております。

このような事業環境のもと、当社は顧客の業務課題の解決や生産性向上に資するサービス提供を推進し、変化する市場環境に対応しながら、持続的な企業成長に向けた取り組みを進めてまいりました。

当社では、内部統制の強化に資する「ワークフロー」や、働き方改革に対応する「勤怠管理」、並びに「経費精算」などの自社クラウドサービス「manage」を展開しており、新規顧客の獲得に加え、既存顧客への追加提案等による利用拡大が進んでまいりました。これら自社サービスを提供する「プロダクトサービス」に加え、顧客管理、情報連携、電子契約など他社のクラウドサービスを組み合わせ提供するサービス「mixsol」を展開し、「プロダクトサービス」と「クラウドインテグレーション」の両輪で顧客のデジタル化を支援してまいりました。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高1,227,351千円、営業利益101,496千円、経常利益97,791千円、中間純利益59,812千円となりました。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントとし、サービス別に「プロダクトサービス」と「クラウドインテグレーション」で区分し、実績をサービス別に開示することにしております。当中間会計期間のサービス別の売上状況は次のとおりです。

(プロダクトサービス)

当社のメインユーザー層である中堅企業等では、業務プロセスのデジタル化による生産性向上のニーズが依然として高く推移しており、一部の企業では景気減速懸念や人材不足によるI T投資への意思決定期間が延びる傾向もみられましたが、販売代理店との共同オンラインセミナーや大型案件契約、既存のお客様の積極的なI T投資によりアプリケーションの追加やユーザー数の増加に伴うライセンスの増加などが売上に寄与しました。

この結果、当中間会計期間の売上高は644,548千円（売上構成比52.5%）となりました。

(クラウドインテグレーション)

お客様のI T投資意欲が引き続き旺盛で、既存ユーザーからの継続受注、業務プロセスのデジタル化を進める案件の引き合い増などにより、引き続き順調に契約を獲得することができました。また、パートナー企業のプロダクトの販売が好調に推移し、売上高及び収益の確保に寄与しました。

この結果、当中間会計期間の売上高は582,803千円（売上構成比47.5%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比較して33,043千円増加し、315,127千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果得られた資金は、62,577千円となりました。これは主に、売上債権の減少額57,444千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果、使用した資金は5,843千円となりました。これは主に、資産除去債務の履行による支出4,059千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果、使用した資金は23,690千円となりました。これは配当金の支払額によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントでありますので、サービス別に記載しております。

(1) 生産実績

当社の事業はプロダクトサービス、クラウドインテグレーションであり、生産活動を行っておらず、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間会計期間の受注実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
プロダクトサービス	482,781	—	212,704	—
クラウドインテグレーション	537,153	—	108,204	—
合計	1,019,934	—	320,908	—

(注) 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため前年同期比は記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当中間会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)	前年同期比 (%)
プロダクトサービス (千円)	644,548	—
クラウドインテグレーション (千円)	582,803	—
合計 (千円)	1,227,351	—

(注) 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため前年同期比は記載しておりません。

当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
中部テレコミュニケーション株式会社	144,704	11.8

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年2月20日に公表した発行情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは名南M & A株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、名南M & A株式会社(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後 1 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程施行規則第 501 条第 7 項第 5 号 b に定める、第 6 項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第 402 条第 1 号 a j に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事

業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること が確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下、「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

相手先	契約年月日	契約内容	契約期間
シネックスジャパン株式会社 (注) 1	2019年2月8日	クラウドサービス リセラー契約(注) 2	2019年2月8日から1年間 (注) 3

(注) 1. 2022年1月1日にTD SYNINDEX株式会社へ社名変更しております。

2. 当契約に基づき提供されるCLOUDSolvサービス（現在はStreamOne Stellarと名称変更）を通じて、Microsoft Azureを当社クラウドサービスの基盤として利用しております。

3. 契約には同一条件での自動延長条項が含まれております。

6【研究開発活動】

当社はパーパスである、「業務の無駄をなくすデジタルソリューションで、『マネジメントの効率』と『社員のモチベーション』を高め、一人あたり、一社あたりの生産性を高める」ことを実現するために、将来を見据えた研究開発や新規サービスの創出が重要な課題であると考え、積極的に研究開発活動を行っております。

当社は「クラウドサービス事業」の単一セグメントで、プロダクトサービスとクラウドインテグレーションの2つのサービスを展開しております。当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）の研究開発活動としては、プロダクトサービスの主要製品である「manage」の次世代版の設計・開発に取り組んでおります。

研究開発費の総額は、当中間会計期間においては31,348千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本中間発行情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は1,276,744千円となり、前事業年度末に比べ32,753千円減少いたしました。これは主として売掛金が26,895千円、契約資産が31,314千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は268,912千円となり、前事業年度末に比べ19,008千円減少いたしました。これは主として投資有価証券が8,322千円、繰延税金資産が9,586千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は699,866千円となり、前事業年度末に比べ77,971千円減少いたしました。こ

れは主として契約負債が74,105千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は28,387千円となり、前事業年度末に比べ199千円増加いたしました。これは資産除去債務の増加によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の合計は817,402千円となり、前事業年度末に比べ26,010千円増加いたしました。これは主として繰越利益剰余金が27,065千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュフローの状況の分析

当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況の分析は「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュフローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、改修、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,270,000	1,674,600	5,954	595,400	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,270,000	1,674,600	5,954	595,400	—	—

(注) 1. 2026年1月15日開催の取締役会決議により、2026年1月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は589,446株増加し、595,400株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は2,260,000株増加し、2,270,000株となっております。

2. 2026年1月23日開催の臨時株主総会決議により、2026年1月23日付で普通株式100株を1単位とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2026年1月23日	589,446	595,400	—	100,000	—	10,000

(注) 2026年1月15日の取締役会決議に基づき、2026年1月23日で普通株式1株を100株に株式分割を行っております。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社オフィス深見	名古屋市東区泉1丁目11番6号ミソカビル2F	315,200	52.94
深見 和久	名古屋市東区	101,300	17.01
COEL社員持株会	名古屋市西区牛島町6番1号	52,100	8.75
深見 弘美	名古屋市東区	46,000	7.73
伊藤 徹二	愛知県春日井市	18,000	3.02
横山 正樹	愛知県知多市	13,200	2.22
中川 和光	愛知県知多郡阿久比町	10,800	1.81
近藤 敏春	愛知県春日井市	10,300	1.73
株式会社システム総合研究所	名古屋市中区錦1丁目5番27号	4,000	0.67
安田 昌和	愛知県一宮市	3,400	0.57
計	—	574,300	96.46

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 595,400	5,954	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	595,400	—	—
総株主の議決権	—	5,954	—

(注) 2026年1月15日の取締役会決議に基づき、2026年1月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、単元株制度を導入し、単元株式数を100株としております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

社員持株会を運営しており、一定の基準のもと、任意で入退会ができるようになっております。本書公表日現在の社員持株会の当社株式所有数は 52,100株となっております。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	3,020
最低(円)	—	—	—	—	—	3,020

(注) 1. 最高・最低価格は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2026年3月27日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしましたので、それ以前については、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3) 当社は、当中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日)より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)の中間財務諸表について、監査法人東海会計社による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	922,084	955,127
受取手形	—	765
売掛金	214,969	188,074
契約資産	36,241	4,927
有価証券	12,675	14,741
棚卸資産	※ 14,972	※ 26,633
前渡金	62,346	55,449
前払費用	42,700	30,975
その他	3,507	418
貸倒引当金	—	△ 368
流動資産合計	1,309,497	1,276,744
固定資産		
有形固定資産		
建物	77,577	77,577
工具、器具及び備品	35,434	36,167
土地	354	354
減価償却累計額	△47,500	△ 53,021
有形固定資産合計	65,864	61,077
無形固定資産		
ソフトウェア	1,081	884
無形固定資産合計	1,081	884
投資その他の資産		
投資有価証券	44,354	36,031
敷金	65,000	65,000
保険積立金	70,183	74,068
繰延税金資産	41,264	31,677
その他	171	171
投資その他資産合計	220,974	206,950
固定資産合計	287,920	268,912
資産合計	1,597,418	1,545,656

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2026年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	116,259	127,056
未払金	16,983	16,637
未払費用	52,945	62,334
未払法人税等	13,925	26,058
未払消費税等	26,985	13,543
契約負債	448,023	373,917
賞与引当金	81,874	65,491
その他	20,841	14,827
流動負債合計	777,838	699,866
固定負債		
資産除去債務	28,188	28,387
固定負債合計	28,188	28,387
負債合計	806,026	728,254
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
利益準備金	8,095	11,072
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	657,610	684,675
利益剰余金合計	665,705	695,748
株主資本合計	775,705	805,748
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,685	11,654
評価・換算差額等合計	15,685	11,654
純資産合計	791,391	817,402
負債純資産合計	1,597,418	1,545,656

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自2025年10月 1 日 至2026年 3 月31日)	
売上高		※ 1	1, 227, 351
売上原価			891, 010
売上総利益			336, 341
販売費及び一般管理費		※ 2	234, 845
営業利益			101, 496
営業外収益			
受取利息			322
受取配当金			395
助成金収入			3, 164
その他			608
営業外収益合計			4, 490
営業外費用			
支払手数料			8, 000
その他			194
営業外費用合計			8, 194
経常利益			97, 791
税引前中間純利益			97, 791
法人税、住民税及び事業税			26, 167
法人税等調整額			11, 811
法人税等合計			37, 979
中間純利益			59, 812

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	97,791
減価償却費	5,717
助成金収入	△ 3,164
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	368
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 16,383
受取利息及び受取配当金	△ 717
売上債権の増減額 (△は増加)	57,444
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 11,661
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,797
未払金の増減額 (△は減少)	3,405
未払費用の増減額 (△は減少)	9,388
その他	△ 80,256
小計	72,731
利息及び配当金の受取額	607
助成金の受取額	3,164
法人税等の支払額	△ 13,925
営業活動によるキャッシュ・フロー	62,577
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 425
保険積立金の積立による支出	△ 3,884
資産除去債務の履行による支出	△ 4,059
敷金の回収による収入	2,526
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,843
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△ 23,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,690
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	33,043
現金及び現金同等物の期首残高	282,084
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 315,127

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2026年 3 月 31 日)
商品	—	6,214
仕掛品	14,750	20,193
貯蔵品	221	225
計	14,972	26,633

(中間損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2025年10月 1 日 至2026年 3 月31日)
役員報酬	35,167
給与手当・賞与	65,695
賞与引当金繰入額	18,042
貸倒引当金繰入額	368

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2025年10月 1 日 至2026年 3 月31日)
現金及び預金勘定	955,127
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△640,000
現金及び現金同等物	315,127

(株主資本等関係)

当中間会計期間（自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年12月23日 定時株主総会	普通株式	29,770	5,000	2025年 9 月 30 日	2025年12月24日	利益剰余金

(注) 当社は、2026年 1 月23日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。2025年12月23日定時株主総会決議による 1 株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自2025年10月1日 至2026年3月31日）

(単位：千円)

	サービス		合計
	プロダクトサービス	クラウドインテグレーション	
財又はサービスの移転の時期			
一時点で移転される財又はサービス	66,750	310,039	376,790
一定期間にわたり移転される財又はサービス	577,797	272,764	850,561
顧客との契約から生じる収益	644,548	582,803	1,227,351
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	644,548	582,803	1,227,351

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)
1株当たり中間純利益（円）	100.46
(算定上の基礎)	
中間純利益（千円）	59,812
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	59,812
普通株式の期中平均株式数（株）	595,400

(注) 1. 当社は、2026年1月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月23日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月26日

株式会社COEL

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員

業務執行社員

公認会計士

阿知波智大

代表社員

業務執行社員

公認会計士

早川 弘晃

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社COELの2025年10月1日から2026年9月30日までの第32期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社COELの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、

職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項は適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上